

I C T 活用工事（法面工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した法面工に適用する。

2. 適用工種

○法面工

モルタル吹付

コンクリート吹付

機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布）

人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝）

現場吹付法枠工

4. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

ただし、I C T 法面工を I C T 土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、I C T 土工で必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。

5. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（I C T）と同時に実施する土工（I C T）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、I C T 活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法枠工は除く）

3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用

とする。

- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

現 行		改 定	
1 適用範囲	本資料は、3次元設計データを活用した法面工（以下、ＩＣＴ法面工）に適用する。	1. 適用範用 本資料は、3次元設計データを活用した法面工に適用する。	
2 適用工種	コンクリート吹付 機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布） 人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝） 現場吹付法伴工	2. 適用工種 ○法面工 モルタル吹付 コンクリート吹付 機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布） 人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝） 現場吹付法伴工	
3 次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合における経費の計上方法については、共通仮設費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ただし、ＩＣＴ法面工をＩＣＴ土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ＩＣＴ土工で必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。	3 次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 ただし、ＩＣＴ法面工をＩＣＴ土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ＩＣＴ土工で必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。	4. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 ただし、ＩＣＴ法面工をＩＣＴ土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ＩＣＴ土工で必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。	4 . 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 ただし、ＩＣＴ法面工をＩＣＴ土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ＩＣＴ土工で必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。
4 次元出来形管理・3次元データ納品の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 それ以外のＩＣＴ活用工事（法面工）試行要領に示された出来形管理の経費は、補正系数を乗じない、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 なお、ＩＣＴ法面工において経費の計上が適用となる出来形管理（無人航空機）を用いた出来形管理を乘じない、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 （1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 （2）地上移動体搭載型レーザースキャナーナを用いた出来形管理 （3）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 （4）上記1）～3）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理	4 . 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）において補正系数を乗じる場合は適用しない。 ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め 上記費用の対象となる他の出来形管理は、以下の1）～4）とし、ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれたため、変更の対象としない。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法伴工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機） 4) 上記1）～3）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理	5. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用 (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正系数を乗じるものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）において補正系数を乗じる場合は適用しない。 ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め 上記費用の対象となる他の出来形管理は、以下の1）～4）とし、ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれたため、変更の対象としない。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法伴工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機） 4) 上記1）～3）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理	(2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が（1）で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用

現 行	改 定
	<p style="text-align: right;">追記</p> <p>とする。</p> <p><u>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</u></p>